

他法令における類似制度

1. 事前確認類似制度

建設リサイクル法

解体工事の受注者又は自主施工者が分別解体を行う場合は、対象建設工事に係る建築物等及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等の作業場所に関する調査、搬出経路に関する調査、残存物品の有無の調査、吹付け石綿等の付着物の有無の調査等を行い、この調査に基づき、分別解体等の計画を作成しなければならない。(建設リサイクル法第9条、施行規則第2条)

対象建設工事を受注しようとする建設業者は、発注しようとする者に対し、解体する建築物等の構造、使用する特定建設資材の種類、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画等の事項について、書面を交付して説明しなければならない。(建設リサイクル法第12条)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(抄)
(分別解体等実施義務)
- 第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。
- 2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。
- 3・4 (略)
- (対象建設工事の届出等)
- 第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - 三 工事着手の時期及び工程の概要
 - 四 分別解体等の計画
 - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
 - 六 その他主務省令で定める事項
- 2・3 (略)
- (対象建設工事の届出に係る事項の説明等)
- 第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 2 (略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)(抄)

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象建設工事に係る建築物等(以下「対象建築物等」という。)及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所(以下「作業場所」という。)に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路(以下「搬出経路」という。)に関する調査、残存物品(解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの(以下「付着物」という。)の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。
- 三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事で手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。
- 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。

2～6 (略)

労働安全衛生法(石綿障害予防規則)

事業者は、建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。(石綿障害予防規則第3条)

事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業の方法及び順序、石綿等の粉じんの発散を防止又は抑制する方法、作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法が示されている作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。(石綿障害予防規則第4条)

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)(抄)

(事前調査)

第三条 事業者は、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 (略)

(作業計画)

第四条 事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 (略)

大気汚染防止法

吹付け石綿等を発生又は飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体等を行う者は、当該作業の 14 日前までに、当該建築物の部分における特定建築材料の種類や、使用箇所・使用面積等を都道府県知事に届けなければならない。

- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抄）
（特定粉じん排出等作業の実施の届出）
第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定工事の場所
 - 三 特定粉じん排出等作業の種類
 - 四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 六 特定粉じん排出等作業の方法
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2. マニフェスト類似制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（廃棄物処理法）

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

マニフェスト（管理票）は、7枚つづりの伝票（A・B1・B2・C1・C2・D・E）で、産業廃棄物の種類や数量、運搬や処理を請け負う事業者の名称などを記載する。収集・運搬や処理などを請け負った者は、委託された業務が終わった時点でマニフェストの必要部分を委託者に渡すことで、適正に処理を終えたことを知らせる。紙のマニフェストのほか、電子データで同様のやり取りをする電子マニフェストも利用できる。

家電リサイクル法

家電リサイクル法では、家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者から、再商品化等を行う製造業者等までの対象機器の確実な運搬を確保するため、管理票制度が導入されている。

小売業者は、排出者から廃棄物を引き取る際に管理票を発行し、その写しを排出

者に交付する。小売業者は、廃棄物を製造業者等に引き渡す際に当該管理票を製造業者等に交付し、製造業者等は引取印を押した管理票を小売業者に回付する。小売業者は、回付された管理票を3年間保存しなければならない。小売業者は、排出者から当該管理票の閲覧の申し出があったときは、これに応じなければならない。